

原議保存期間10年
(平成32年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
　　庁内各局部課長
各附属機関の長

警令附細則第7号、丙種二発第1号、丙種経發第2号
平成22年3月23日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長

資金決済に関する法律附則による犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に係る留意事項等について

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）は、平成21年6月24日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなったところであるが、同法附則により、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）の一部を改正し、特定事業者として資金移動業者を追加するとともに、同業者との間の為替取引に係る送金の受取用のカード等の譲受け等について罰則を設けることとした（別紙参照）。

改正の趣旨及び内容並びに解釈上の留意事項は下記のとおりであるので、十分了知の上業務に当たられたい。

記

第1 改正の趣旨

利用者利便の向上及びイノベーションの促進を目的として為替取引に関する制度の柔軟化を図るため、資金決済法により、銀行等の一定の金融機関にのみ認められている為替取引を、新たに資金移動業者にも認めることとされた。

法においては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の観点から、銀行等の為替取引を行うことができる事業者を、法上の本人確認義務等を負う特定事業者としているところ、同様に、資金移動業者も為替取引を行うことができることから、これを特定事業者とすることとした。

また、法においては振り込め詐欺対策やヤミ金融事犯対策等の観点から、他人になりすまして銀行等による預貯金サービスの提供を受けること等を目的とする預貯金通帳等の譲受け等を処罰することとされているところである（法第26条）が、資金移動業者が行う為替取引についても送金の受取等に用いることができるという点では銀行等の預貯金サービスと同様であり、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯等への悪用が想定されることから、「預貯金通帳等」に相当する「為替取引カード等」の譲受け等を禁止し、罰則（法第27条）を設けることとした。

第2 内容

1 特定事業者の追加（法第2条関係）

特定事業者として、資金決済法第2条第3項に規定する資金移動業者を加えることとした。

「資金移動業者」とは、登録を受けて、政令で定める少額の為替取引を業として

営む者ことをいい、その額は、資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第2条により、100万円に相当する額以下とされることとなった。

2 罰則の新設（法第27条関係）

（1）為替取引カード等を譲り受ける行為等の処罰（第1項関係）

他人になりすまして資金移動業者との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせること目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、50万円以下の罰金に処することとした。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とすることとした。

（2）為替取引カード等を譲り渡す行為等の処罰（第2項関係）

相手方に（1）の前段の目的があることの情を知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、（1）と同様とすることとした。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とすることとした。

（3）業として為替取引カード等を譲り受ける行為等の処罰（第3項関係）

業として（1）又は（2）の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。

（4）勧誘、誘引行為の処罰（第4項関係）

（1）又は（2）の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、（1）と同様とすることとした。

3 施行期日

平成22年4月1日

第3 罰則（法第27条関係）に係る解釈上の留意事項

1 為替取引カード等を譲り受ける行為等（第1項関係）

（1）前段

「為替取引」とは、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することをいう。

「他人になりすまして資金移動業者との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせる目的」とは、資金移動業者が提供する為替取引サービスを、他人になりすまして、自分のために利用する目的ことをいう。

「これを第三者にさせること目的として」とは、為替取引カード等を自分自身が利用する目的ではなく、それを譲り渡した相手方等の第三者に利用させる目的をいう。「第三者」とは、具体的な第三者を想定している必要はなく、また、利用する「第三者」は、為替取引カード等を供与する直接の相手方に限るもので

はない。

「送金の受取用のカード」とは、資金移動業者が行う為替取引によって送られた資金を受け取るためのカードのことをいい、「送金又はその受取に必要な情報」とは、ATM等において送金の受取用カードを利用する際に併せて必要となる暗証番号や、ウェブサイト上で送金手続等を行う際に必要となる個人識別番号、パスワード等のことをいう。

送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報のうち1つでも譲り受けるなどすると本項の罪は成立する。

「譲り受け」とは、第三者から為替取引カード等をあたかも自分のもののように扱う意思を持ってこれを占有する場合をいい、「交付を受け」とは、レンタル等他者の観念的な占有を受け入れつつ自分が当該為替取引カード等を利用するため直接占有しているに過ぎない場合をいい、「提供を受け」とは、暗証番号等情報の供与を受ける場合をいう。

(2) 後段

法により、適法な経済行為を萎縮させることのないよう、「通常の商取引」等の正当な理由がある場合については、処罰の対象から除くものである。

「通常の商取引」とは、営業譲渡に伴い、屋号名義で発行された為替取引カード等の譲渡し等が有償により行われている場合等をいう。

「有償で」とは、金銭その他の対価を交付すること若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと又はそれらの約束をすることをいう。金銭等の対価の交付等を約束した上で為替取引カード等を交付するなどすれば足り、現実に金銭等の対価が交付されるなどすることは必要ない。

2 為替取引カード等を譲り渡す行為等（第2項関係）

「相手方に前項前段の目的があることの情を知って」とは、いつ、だれが、どのような役務の提供を受ける目的があるかまでの認識は必要なく、未必的な認識で足りるものである。

3 業として為替取引カード等を譲り受ける行為等（第3項関係）

「業として」とは、同種の行為を反復継続して行う意思を持って一定の行為をすることをいう。

4 人を勧誘し、又は誘引する行為（第4項関係）

「勧誘」とは、特定の者に対して、自己の欲するとおりにある行為をするように直接働きかけることをいい、「誘引」とは、自己の意思を間接的に表示して誘いかけ、相手方となる者の申込みを待つことをいう。

また、誘引行為の方法として例示されている「広告」とは、新聞、雑誌等の媒体により、広く世間に伝達する行為をいい、「その他これに類似する方法」とは、新聞、雑誌等における広告と同様の効果を有するインターネット掲示板上の書き込み、看板、貼り紙、チラシ等による意思の伝達行為をいう。

5 その他

資金移動業者から為替取引カード等を詐取した者については、刑法第246条の詐欺罪と法第27条第1項の譲受け罪が成立し、両者は觀念的競合となる。

資金移動業者から詐取した為替取引カード等を第三者に譲り渡した者については、刑法第246条の詐欺罪と法第27条第2項の譲渡し罪の併合罪となる。

資金移動業者から詐取した為替取引カード等を譲り受けた者については、刑法第256条の盗品譲受け等罪と法第27条第1項の譲受け罪が成立し、両者は観念的競合となる。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

改 正 案

第二条（定義）

現 行

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一～二十八（略）

二十八の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二一条第三項に規定する資金移動業者

二十九～四十二（略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八条の二に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2～4（略）

（行政庁等）

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第一条第二項第一号から第二号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十一号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

第一条（定義）

二十九～四十二（略）

（外国為替取引に係る通知義務）

第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2～4（略）

（行政庁等）

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第一条第二項第一号から第二号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十一号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二一〇六 (略)

210 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2| 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3| 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4| 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十八条 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 (略)

二一〇六 (略)

210 (略)

第二十七条 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二十八条 (略)